

深川市教育委員会告示第1号

深川市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例（平成16年深川市条例第46号）第2条の規定により、深川市温水プールの指定管理者になろうとする者を公募することについて、次のとおり告示する。

令和8年8月28日

深川市教育委員会教育長 三浦 浩二

1 公の施設の概要

- (1) 施設の名称 深川市温水プール（以下「温水プール」という）
- (2) 施設の所在地 深川市1条9番25号
- (3) 施設の設置目的 市民の心身の健全な発達及び健康の増進と水泳の普及振興を図る。
- (4) 施設及び設備（以下「施設等」という。）の内容及び構造等
 - ア 敷地面積 10,753.35㎡
 - イ 延床面積 4,158.63㎡
(1階 3,062.87㎡ 2階 776.90㎡ 地下 318.85㎡)
 - ウ 建築面積 3,211.21㎡
 - エ 構造 鉄筋・鉄骨コンクリート造、地上2階、地下1階
 - オ 施設内容
 - (ア) 競泳プール（日本水泳連盟公認プール）
25m×7コース、水深1.1M
 - (イ) 流水プール
中心長 47.86m 水路幅 2m 水深 1m
 - (ウ) ブラックマジック（スライダー）
延長 27.5m 高さ 3.5M
 - (エ) 子供幼児プール
面積 93.3㎡ 水深0～0.55m ホワイトウォーター（遊具）設置
 - (オ) 採暖室 低温（42℃前後） 中温（60℃前後）
 - (カ) バブルバス 1基（8～10人用）
 - (キ) ホットタブ 1基（4人用）
 - (ク) ロッカールーム 男性用 187人分 女性用 163人分
 - (ケ) トレーニングルーム
 - (コ) エアロビクススタジオ
 - (サ) 入浴施設
 - (シ) 駐車場・駐輪場
乗用車駐車スペース 117台（うち身障者用2台）
バス駐車スペース 3台 駐輪スペース 60台
- カ 竣工 平成12年1月20日

2 指定期間

令和9年4月1日から令和14年3月31日

3 管理の基準

- (1) 開館時間
午後1時から午後8時までとします。ただし、指定管理者は委員会の承認を得て開館時間を変更することができます。
- (2) 休館日
毎週月曜日（ただし、国民の祝日に関する法律に規定する休日に当たるときは、その日

後においてその日に最も近い休日でない日とします。)及び12月29日から翌年の1月3日までとします。

ただし、指定管理者は委員会の承認を得て開館及び休館日を変更することができます。

4 業務の範囲及び具体的内容

指定管理者が行う主な業務は次のとおりとし、その業務の詳細及び管理体制の基準に関する事項については、別冊1「深川市温水プール指定管理者業務仕様書」(以下「業務仕様書」という。)のとおりとします。

- (1) 温水プールの利用の許可に関する業務
- (2) 温水プールの利用料金等の収納に関する業務
- (3) 温水プール(駐車場・駐輪場を含む。)の維持及び管理運営に関する業務
- (4) 健康づくり、体力づくり及び水泳普及事業の企画、実施に係る業務
- (5) 前4号に掲げるもののほか、これらの業務に付随する業務

5 利用料金に関する事項

- (1) 利用料金制度の採用

温水プールの利用料については、地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第8項に基づく利用料金制とし、徴収した利用料金は指定管理者の収入とします。

- (2) 利用料金の額

利用料金の額は、深川市温水プール条例(平成11年深川市条例第42号)の別表に定める「温水プール利用料金」の範囲内で設定してください。(条例の別表の範囲内であれば、自由に利用料金の額を設定できますが、委員会の承認が必要です。)

- (3) 利用料金の減免

深川市温水プール条例第8条第1項第6号の規定により、利用料金の減免を行ってください。

6 申請資格

- (1) 法人その他の団体(以下「団体」という。)であること(法人格の有無は問わない)
- (2) 市内に本社等主たる事業所を置く団体であること。
- (3) 団体又はその代表者が次に該当しないこと。

ア 法律行為を行う能力を有しない者

イ 破産者で復権を得ない者

ウ 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第2項(同項を準用する場合を含む。)の規定により、市における一般競争入札の参加を制限されている者

エ 地方自治法第244条の2第11項の規定による指定の取消しを受けたことがある者

オ 市における指定管理者の指定の手續において、その公正な手續を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者

カ 市税を滞納している者

キ 銀行取引停止を受けている者

ク 暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)

第2条第6号に規定する暴力団員(以下同じ。))又は暴力団関係業者(暴力団員が実質的に経営を支配する事業者その他同条第2号に規定する暴力団員又は暴力団と密接な関係を有する事業者を言う。)に該当する者

- (4) 施設の管理に当たって資格、免許等が必要な場合は、その資格を有すること。

- (5) 施設の管理運営に当たっては、努めて市内業者の利用に配慮すること。

7 公募に関するスケジュール

- (1) 「募集要項」の配布に関する事項

ア 配布日時

令和8年8月28日(金)から令和8年9月18日(金)までの平日(午前9時から午

後5時まで)

イ 配布場所

深川市2条17番17号 深川市教育委員会生涯学習スポーツ課文化・スポーツ係

(2) 現地説明会に関する事項

現地説明会の希望者は、令和8年9月3日(木)(土曜日、日曜日、祝日を除く日の午前9時から午後5時までに限る)までに、深川市教育委員会生涯学習スポーツ課文化・スポーツ係(電話0164-26-2343)に電話で申し込みください。日程は、希望者と調整し決定します。

(3) 公募に関する質問に関する事項

ア 受付期間

令和8年8月28日(金)から令和8年9月10日(木)(土曜日、日曜日、祝日を除く日の午前9時から午後5時までに限る)まで

イ 質問の方法

質問書(申請様式第6号)に記入のうえ、郵便、ファックス、電子メール又は持参により提出してください。

ウ 提出先

〒074-8650 深川市2条17番17号

深川市教育委員会生涯学習スポーツ課文化・スポーツ係

ファックス (0164) 22-8212

電子メールアドレス gakuspo@city.fukagawa.lg.jp

エ 回答の方法

質問書到着後、速やかに郵送、ファックス又は電子メールにより回答します。なお、すべての質問・回答一覧表を説明会に参加した法人等及び質問を提出した法人等に対して郵送いたします。

(4) 提出書類の受付に関する事項

ア 受付期限

令和8年9月18日(金)まで(土曜日、日曜日、祝日を除く日の午前9時から午後5時までに限る)

イ 提出方法

提出書類は、必ず持参の上提出してください。郵送による受付はいたしません。

ウ 提出部数

正本1部 副本7部 原本データ1部(データは原則としてPDFファイルとします。)

エ 提出先

〒074-8650 深川市2条17番17号

深川市教育委員会生涯学習スポーツ課文化・スポーツ係

電話 (0164) 26-2343

電子メールアドレス gakuspo@city.fukagawa.lg.jp

(5) 選定委員会が行うヒアリングに関する事項

申請者に対するヒアリングの必要な場合は、提出期間満了後に、開催日時及び場所を通知しますので、出席してください。

(6) 選定結果の通知

選定の結果については、令和8年12月上旬に申請者全員に文書で通知します。

(7) 指定管理者の指定及び協定の締結

令和8年12月開催の市議会定例会に議案提出の上、議決後に指定を行い協定を締結します。

8 審査及び選定に関する事項

(1) 選定方法

指定管理者の選定に当たっては、市が設置する指定管理者候補者選定委員会において、申

請者のうち申請資格の要件を満たす者について審査を行い、（２）に定める選定基準に照らして最も適当と認める団体を指定管理者として選定します。

なお、審査の結果、候補者なしとする場合もあります。

（２）選定基準

- ア 利用者の平等な利用が確保されるものであること及びサービスの向上が図られるものであること。
 - （ア）利用者の平等な利用が確保できるような運営方針となっているか。
 - （イ）利用者のサービス向上を実現できる計画となっているか。
 - （ウ）利用者からの苦情処理及び利用者からの要望の把握並びにこれらに対する実現策は適当か。
- イ 施設の効用を最大限に発揮するものであること。
 - （ア）事業計画の内容が施設の設置目的と合致した内容となっているか。
 - （イ）施設の現状を正しく認識し、今後の管理・運営のあり方について具体的・現実的であり、かつ創意工夫や積極性が見られる提案がなされているか。
 - （ウ）施設の設置目的に照らして有効かつ具体的な自主事業の実施計画となっているか。
 - （エ）施設の利用拡大に向けた方策（広報・誘客対策を含む。）は適切か。
- ウ 施設の適切な維持及び管理並びに管理に係る経費の縮減が図られるものであること。
 - （ア）施設の維持管理計画は適切か。
 - （イ）収支計画書が適切で、管理経費の縮減が図られ、かつ管理・運営に支障が生じない、現実的な内容となっているか。
 - （ウ）緊急事態に対応し得る防災計画・安全管理計画となっているか。
 - （エ）人件費の設定は、業務内容に見合った内容となっていて適切か。
 - （オ）利用料金収入の見込みは適切か。
 - （カ）利用料金の設定は適切か。
- エ 施設の管理を安定して行う人員、資産その他の経営の規模及び能力を有しており、又は確保できる見込があること。
 - （ア）団体の組織及び経営状況が健全であるか。
 - （イ）管理を安定して行うことが可能な職員配置計画となっているか。（管理体制及び職員確保計画を含む。）
 - （ウ）配置職員の勤務形態及び労働条件は適切か。
 - （エ）配置職員の地元雇用に配慮されているか。
 - （オ）配置職員の人材育成・研修計画は適切か。
 - （カ）再委託の方法・内容は適切か。
 - （キ）同種の施設の管理実績があるなど、必要な管理能力を有することが期待できるか。
- オ その他
 - （ア）情報公開・個人情報保護に係る措置が適切に講じられる見込があるか。
 - （イ）管理業務に係る物品等の市内調達の考え方及び実現性は適切か。
 - （ウ）その他市の施策に寄与する提案となっているか。

９ その他

その他詳細は、募集要項で示します。